

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
目次	目次
第1編～第5編 (略)	第1編～第5編 (略)
第6編 <u>日本取引所グループ</u> が発行する有価証券(第1301条―第1306条)	第6編 <u>東証グループ</u> が発行する有価証券(第1301条―第1306条)
付則	付則
第6編 <u>日本取引所グループ</u> が発行する有価証券	第6編 <u>東証グループ</u> が発行する有価証券
(基本理念)	(基本理念)
第1301条 当取引所は、当取引所を子会社とする株式会社 <u>日本取引所グループ</u> (以下「 <u>日本取引所グループ</u> 」という。)が発行する有価証券の上場について、他の上場申請に係る有価証券及び他の上場有価証券に対する場合と同様に、公正かつ誠実に市場開設者としての業務を行い、投資者の信頼の確保に努めるものとする。	第1301条 当取引所は、当取引所を子会社とする株式会社 <u>東京証券取引所グループ</u> (以下「 <u>東証グループ</u> 」という。)が発行する有価証券の上場について、他の上場申請に係る有価証券及び他の上場有価証券に対する場合と同様に、公正かつ誠実に市場開設者としての業務を行い、投資者の信頼の確保に努めるものとする。
(承認申請による上場)	(承認申請による上場)
第1302条 当取引所は、 <u>日本取引所グループ</u> が発行する有価証券を当取引所の開設する法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場(以下「当取引所市場」という。)に上場しようとする場合は、この規程に定める新規上場に係る基準に適合するときに、法第124条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣等に上場承認申請を行うものとする。	第1302条 当取引所は、 <u>東証グループ</u> が発行する有価証券を当取引所の開設する法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場(以下「当取引所市場」という。)に上場しようとする場合は、この規程に定める新規上場に係る基準に適合するときに、法第124条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣等に上場承認申請を行うものとする。
(新規上場申請に係る提出書類)	(新規上場申請に係る提出書類)
第1303条 当取引所は、 <u>日本取引所グループ</u> が第204条第11項第2号の規定により当取引所に提出した書類の写しを、提出後遅滞なく	第1303条 当取引所は、 <u>東証グループ</u> が第204条第11項第2号の規定により当取引所に提出した書類の写しを、提出後遅滞なく金融庁

金融庁長官に提出するものとする。	長官に提出するものとする。
(上場管理等)	(上場管理等)
第1304条 当取引所は、<u>日本取引所グループ</u>が第402条から第405条まで、第408条から第411条の2まで、第415条、<u>第416条及び第806条の規定による会社情報の開示を行った場合には、遅滞なく金融庁長官にその内容を報告するものとする。</u>	第1304条 当取引所は、<u>東証グループ</u>が第402条から第405条まで、第408条から第411条の2まで、第415条<u>及び第416条(第806条第8項において準用する場合を含む。)</u>及び第806条の規定による会社情報の開示を行った場合には、遅滞なく金融庁長官にその内容を報告するものとする。
2 当取引所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに金融庁長官に報告するものとする。 (1) 当取引所が、第501条第1項の規定により<u>日本取引所グループ</u>が発行者である上場内国株券を特設注意市場銘柄に指定した場合 (2) 当取引所が、第501条第3項の規定により<u>日本取引所グループ</u>について特設注意市場銘柄への指定の解除を行った場合 (3) <u>日本取引所グループ</u>が、第502条第3項(第503条第7項又は第504条第2項において準用する場合を含む。)又は第505条第1項の規定により改善報告書の提出を行った場合 (4) <u>日本取引所グループ</u>が、第503条第3項の規定により改善状況報告書の提出を行った場合 (5) 当取引所が、第506条第1項の規定により<u>日本取引所グループ</u>が発行する上場有価証券を開示注意銘柄に指定した場合 (6) 当取引所が、第506条第2項の規定により<u>日本取引所グループ</u>が発行する上場有価証券に係る開示注意銘柄の指定の解除を行った場合 (7) 当取引所が、第508条第1項の規定	2 当取引所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに金融庁長官に報告するものとする。 (1) 当取引所が、第501条第1項の規定により<u>東証グループ</u>が発行者である上場内国株券を特設注意市場銘柄に指定した場合 (2) 当取引所が、第501条第3項の規定により<u>東証グループ</u>について特設注意市場銘柄への指定の解除を行った場合 (3) <u>東証グループ</u>が、第502条第3項(第503条第7項又は第504条第2項において準用する場合を含む。)又は第505条第1項の規定により改善報告書の提出を行った場合 (4) <u>東証グループ</u>が、第503条第3項の規定により改善状況報告書の提出を行った場合 (5) 当取引所が、第506条第1項の規定により<u>東証グループ</u>が発行する上場有価証券を開示注意銘柄に指定した場合 (6) 当取引所が、第506条第2項の規定により<u>東証グループ</u>が発行する上場有価証券に係る開示注意銘柄の指定の解除を行った場合 (7) 当取引所が、第508条第1項の規定

により<u>日本取引所グループ</u>について公表を行った場合	により<u>東証グループ</u>について公表を行った場合
(一部指定又は指定替え)	(一部指定又は指定替え)
第1305条 当取引所は、第2編第3章第2節又は第3節の規定により、<u>日本取引所グループ</u>の発行する内国株券を市場第一部銘柄に指定する場合又は市場第二部銘柄への指定替えを行う場合には、遅滞なく金融庁長官に報告するものとする。	第1305条 当取引所は、第2編第3章第2節又は第3節の規定により、<u>東証グループ</u>の発行する内国株券を市場第一部銘柄に指定する場合又は市場第二部銘柄への指定替えを行う場合には、遅滞なく金融庁長官に報告するものとする。
2 当取引所は、<u>日本取引所グループ</u>が発行する内国株券が市場第一部銘柄であるときは、市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替えに係る審査の結果を6か月ごとに金融庁長官に報告するものとする。	2 当取引所は、<u>東証グループ</u>が発行する内国株券が市場第一部銘柄であるときは、市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替えに係る審査の結果を6か月ごとに金融庁長官に報告するものとする。
(上場廃止の承認申請)	(上場廃止の承認申請)
第1306条 当取引所は、<u>日本取引所グループ</u>が発行する上場有価証券を、この規程の定めるところにより上場廃止しようとするときは、法第126条第2項の規定に基づき、内閣総理大臣等に上場廃止承認申請を行うものとする。	第1306条 当取引所は、<u>東証グループ</u>が発行する上場有価証券を、この規程の定めるところにより上場廃止しようとするときは、法第126条第2項の規定に基づき、内閣総理大臣等に上場廃止承認申請を行うものとする。
2 当取引所は、<u>日本取引所グループ</u>が発行する有価証券の上場廃止に係る審査の結果を6か月ごとに金融庁長官に報告するものとする。ただし、当該審査の結果、この規程に定める上場廃止に係る基準に該当するおそれがある場合には、直ちに金融庁長官に報告するものとする。	2 当取引所は、<u>東証グループ</u>が発行する有価証券の上場廃止に係る審査の結果を6か月ごとに金融庁長官に報告するものとする。ただし、当該審査の結果、この規程に定める上場廃止に係る基準に該当するおそれがある場合には、直ちに金融庁長官に報告するものとする。
付 則 この改正規定は、平成25年1月1日から施行する。	